

浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準

(別紙基準4) 個人のベビーシッター（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設）

○目的とする業務

- ・児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務

○浜松市認可外保育施設設備運営基準において、用語の定義は次の通りである。

- ・法：児童福祉法
- ・市要綱：浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱

○浜松市認可外保育施設設備運営基準と関係法令及び参考通知との関連性は、次の通りである。

	関係法令・参考通知	該当項目
関 係 法 令	消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成17年厚生労働省告示第128号） 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条	<ul style="list-style-type: none">・第1 保育に従事する者の数及び資格・第2 保育室等の構造、設備及び面積・第3 非常災害に対する措置・第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件・第5 保育内容・第6 給食・第7 健康管理・安全確保・第8 利用者への情報提供・第9 備える帳簿等
参 考 通 知	「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）の別添 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）の別表	

項目	指導監査における視点			
	指導事項	指導区分		
		口頭 指導	文書 指導	
第1 保育に従事する者の数及び資格	1 保育に従事する者の数 原則、1人に対して乳幼児1人	a 保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数 〔考え方〕 ・当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であつて、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。なお、この例外の適用については、当該乳幼児と同居していない他の保護者の監護する乳幼児は含まれない。 ・原則1対1であることを踏まえ、複数名の保育については慎重に判断するものとする。 ・（事業又は事務所に使用され賃金を支払われる労働者である場合）労働基準法の休憩時間中の保育に従事する者を除いた人数とすること。	(a) 乳幼児数が1人を超えている。	— ○
	2 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 ・ここでいう有資格者は、保育士又は看護師(准看護師を含む。)の資格を有する者をいう。 ・保育に従事する者の全てについて、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。	a 保育に従事する全ての者(採用した日から1年を超えていない者を除く。)が、有資格者又は「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」(令和3年3月31日子発0331第5号通知)1(1)から(3)まで及び2(1)から(4)までに規定する研修を修了した者であるか。	(a) 有資格者又は研修を修了した者が配置されていない。	— ○
	3 保育士の名称 〔考え方〕 ・保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30万円以下の罰金が課せられることになること。 ・事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがあること。	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	(a) 左記の事項につき、違反がある。	— ○

項目		指導監査における視点		
		指導事項	指導区分	
第2 保育室等の構造、設備及び面積	1 事業の運営を行う事業所の専用区画及び備品等についての協力依頼 〔考え方〕 ・事業の運営を行う事業所とは、乳幼児の居宅ではなく、業務を行う事業者の事務所をいう。	a 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。	(a) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていない。	—
		b 保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めているか。	(b) 玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなど保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めていない。	—

項目		指導監査における視点		
		指導事項	指導区分	
			口頭 指導	文書 指導
第5 保育 内容	<p>1 保育の内容</p> <p>[考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえた適切な保育が行われていること。 ・乳幼児の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、乳幼児の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。 <p>各時期の保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、乳幼児への適切な関わりを理解するためには、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解することが不可欠であること。</p>	<p>a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育が行われているか。</p> <p>b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。</p> <p>c 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。</p> <p>d 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。</p> <p>[留意点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることは、児童にとって重要である。保育従事者にとつても最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任であること。 	(a) 以下の事項について理解していない、又は、理解はしているが配慮した保育をしていない。 (1)子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 (2)乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項 (3)子どもの遊び等に関する事項 (4)保育の実施に関して留意すべき事項	一 ○

項目	指導監査における視点		
	指導事項	指導区分	
		口頭指導	文書指導
<p>※各時期の保育上の主な留意事項</p> <p>[乳児（1歳未満児）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態について適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。 ・視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。 ・一人一人の生理的・心理的欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するよう努めているか。 <p>[1歳以上3歳未満児]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。 ・自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに応答的に関わるよう努めているか。 ・身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、乳幼児の生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。 ・一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、乳幼児の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。 <p>[3歳以上児]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。 <p>(3歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させること。 <p>(4歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。 <p>(5歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。 <p>(6歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ、様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが生かされること。 			

項目	指導監査における視点				
	指導事項	指導区分			
		口頭指導	文書指導		
第5 保育内容	2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。	(a) 保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）を理解していない、又は、理解はしているが取組が不十分。 (b) 保育に従事する者に関する研修を受講していない。 (研修については、保育に従事する前に受講することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。)	○	—
		b 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図っているか。		○	—
		c 保育に従事する者に関する研修を受講しているか。 〔留意点〕 ・研修については、保育に従事する前に受講することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。			
		a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	(a) 配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えていたり。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等	—	○
	(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮	b 以下のいずれかを実施しているか。 (1) 施設長や主任等の施設のリーダー層の意識の醸成と適切な対応を確認する都道府県等が実施する研修 (2) 保育従事者が子どもの人権・人格を尊重する適切な保育への理解を深め、認識を共有する施設内研修 (3) その他不適切な保育の未然防止となるもの	(b) b (1)～(3)のいずれかを実施していない。	—	○
		c 不適切な保育等が疑われる事案を把握した場合、状況を正確に把握した上で市長に情報提供・相談等をしているか。	(c) 不適切な保育等が疑われる事案を把握した場合、市長に情報提供・相談等をしていない。	—	○

項目	指導事項	指導監査における視点			
		指導区分	口頭指導		
			文書指導		
第5 保育内容	(3) 児童相談所等の専門的機関との連携	<p>a 利用乳幼児について、児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関へ通告しているか。</p> <p>[留意点] ・虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。</p>	<p>(a) 虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告をしていない。</p>	—	○
	3 保護者との連絡等 (1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施 [考え方] ・保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが乳幼児の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは保育中の乳幼児の様子を連絡し合うこと。	<p>a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。</p>	<p>(a) 可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけていない。</p>	○	—
	(2) 保護者との緊急時の連絡体制 [考え方] ・保育中に異常が発生した場合など、いつでも連絡できるよう、連絡先を整理しておくことが必要であること。	<p>a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。</p> <p>b かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先を把握しているか。</p>	<p>(a) 保護者の緊急連絡先等を把握していない。</p> <p>(b) かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先を把握していない。</p>	—	○

項目		指導監査における視点		
		指導事項	指導区分	
第6 給食	[考え方] ・第6については、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払うことが必要である。 1 衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理	食器類やふきん、哺乳びん等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。	(a) 衛生面等必要な注意が払われていない。	— ○
	2 食事内容等の状況	a 乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払っているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。 b アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。	(a) 乳児に対する配慮が適切に行われていない。 (b) アレルギー疾患等を有する子どもに対して適切な対応が行われていない。	— ○

項目	指導監査における視点				
	指導事項	指導区分			
		口頭指導	文書指導		
第7 健康管理・安全確保	1 乳幼児の健康状態の観察 預かり、引渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 預かりの際、健康状態(※1)の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 (※1)体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等 b 引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	(a) 十分な観察が行われていない。 (b) 保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けてない。 (c) 十分な観察が行われていない。 (d) 注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。	<input type="radio"/> — <input checked="" type="radio"/> — <input type="radio"/> — <input checked="" type="radio"/> ○	—
	2 職員の健康診断 〔考え方〕 ・職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられていること。 ・食事の提供には、調理・調乳が含まれる。 ・食事の提供に携わる職員は、検便の結果が陰性であると判明した後から食事の提供に携わることができる。 ・陰性であると判明した検便の有効期間の目安は、1か月程度とする。	a 健康診断を労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則に基づき採用時及び1年に1回受けているか。 b 食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施しているか。	(a) 受けていない。 (b) 実施されていない。	— <input type="radio"/> ○	○
	3 感染症への対応 〔考え方〕 ・利用児童の居宅等において保育を行ふことを踏まえ、複数児童が利用する施設とは異なり、利用児童と保育従事者の間での感染を防ぐことを念頭に置く必要があること。	a 感染予防のための対策が行われているか。 (例) 手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を実施する。	(a) 手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を講じていない。	— <input type="radio"/> ○	○
	4 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 〔留意点〕 ・窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要であることから、うつぶせ寝を行う場合は利用時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。 c 保育中は禁煙を厳守しているか。	(a) 左記の事項を実施していない。	— <input type="radio"/> ○	○

項目	指導監査における視点			
	指導事項	指導区分		
		口頭 指導	文書 指導	
第7 健康管理・安全確保	<p>5 安全確保</p> <p>[考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。 ・安全計画の策定については、「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和4年12月16日厚生労働省事務連絡）を参考にすること。 ・保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえた適切な安全管理が行われていること。 ・事故報告については、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号・5教参字第30号）を参照すること。 ・児童の送迎を目的とした自動車の運行に係る安全管理については、「子どものバス送迎・安全徹底マニュアル」（令和4年10月12日内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省）及び「静岡県教育・保育施設における子どもの車両送迎に係る安全管理指針」（令和4年10月静岡県）を参考にすること。 	<p>a 安全計画(※2)を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。 (※2)施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画のこと。</p> <p>〔留意点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全計画の策定にあたっての取組の例として、リスクが高い場面（午睡、食事、プール・水遊び、園外活動、児童の送迎を目的とした自動車運行等）における事故防止の方法や、緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者対応等）を想定した保護者への連絡方法等の検討が考えられる。 <p>b 安全計画について理解しているとともに、安全計画に定める訓練を定期的に実施しているか。</p> <p>c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。</p> <p>d 事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図られているか。</p> <p>e 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されているか。</p> <p>f 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されているか。</p>	<p>(a) 安全計画が策定されていない。</p> <p>(b) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。</p> <p>(c) 以下の事項について理解していない、又は、理解はしているが取組が不十分。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構え (2) 保育を始める前の玩具、遊具等室内的安全確認 (3) 室内、室外の安全確認 (4) ケガや急病等における応急手当の方法（実践） (5) 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等 (6) 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法 (7) 事故発生時における対処方法及び連絡体制 (8) 事故等発生後における詳細な内容等の報告 	<p>— ○</p> <p>— ○</p> <p>— ○</p>

項目	指導監査における視点			
	指導事項	指導区分		
		口頭指導	文書指導	
第7 健康管理・安全確保	<p>・事故防止については「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」（令和3年8月25日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について」（令和4年9月6日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）を参考にすること。</p> <p>・乳幼児や児童の居宅における保育の一環で居宅外で活動する場合は、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年6月16日厚生労働省事務連絡）を踏まえて安全管理を徹底し、かつ、保護者の了承を得た上で、居宅外での活動の実施を慎重に判断すること。</p> <p>・児童の見落とし等の発生防止について「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」（令和4年4月11日厚生労働省・内閣府事務連絡）を参考にすること。</p> <p>・発生した全ての事故について、全職員に会議や研修の場等で定期的に情報共有及び要因分析をし、再発防止を徹底すること（ヒヤリ・ハットを含む。）。</p>	(d) 事故防止のため、運転手の他に職員が同乗する体制を作っていない。 (指導事項としないものとする。)	—	—
		(e) 定期的に講習を受講していない。	—	○
		(f) 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられない。	—	○
		(g) 市要綱第18条第3項第1号アに基づく報告が行われていない。	—	○
		(h) 事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しているか（ヒヤリ・ハットを含む。）。	—	○
		(i) 発生した事故（児童の見落とし等を含む。）に対して、事故が発生した要因の分析を行っているか（ヒヤリ・ハットを含む。）。	○	—
		(j) 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられているか。	—	○

項目	指導監査における視点			
	指導事項	指導区分		
		口頭 指導	文書 指導	
第8 利用者への情報提供	<p>1 施設及びサービスに関する内容の提示</p> <p>[考え方] ・法届出対象施設については、右記の内容についての掲示及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供することができる義務づけられている。（ベビーシッターについては、書面等による提示などの方法が考えられる。）（法第59条の2の2）</p> <p>・法届出対象施設においては、右記a～nのうち市への届出事項となっているものについては、市への届出内容と一致させること。</p>	<p>以下の事項について、書面等による提示等がされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 b 事業所の名称及び所在地 c 事業を開始した年月日 d 保育提供可能時間 e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由 f 入所（利用）定員 g 設置者の資格（保育士・看護師）の保有状況 h 設置者の研修の受講状況 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j （提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地（※3）及び提携内容（提携している医療機関がない場合は、該当なしである旨） k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。） <p>（※3）提携する医療機関を病院等に所属しない個人の医師とする場合は、所在地は個人の住所の町字名までの記載を可とする</p>	<p>(a) 全く提示等がされていない。</p> <p>(b) 左記a～nの事項につき、提示内容又は提示等の仕方が不十分。</p> <p>(c) 提供するサービスの内容及び利用料の変更に關し、提示等が適切になされていない。</p> <p>(d) 提供するサービスの内容及び利用料の変更に關し、保護者への説明がなされていない。</p> <p>(e) 「ここdeサーチ」に情報が全く掲載されていない。</p> <p>(f) 「ここdeサーチ」に左記a～nの事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分</p>	<p>— ○</p> <p>○ —</p> <p>○ —</p> <p>○ —</p> <p>— ○</p> <p>○ —</p>

項目	指導監査における視点		
	指導事項	指導区分	
		口頭 指導	文書 指導
第8 利用者への情報提供	<p>2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法届出対象施設については、右記の内容について書面等による交付が義務づけられている。（法第59条の2の4） ・法届出対象施設においては、右記a～hのうち市への届出事項となっているものについては、市への届出内容と一致させること。 <p>以下のことについて、利用者に書面等による交付がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 事業所の名称及び所在地 d 事業所の管理者の氏名及び住所 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g (提携している場合は) 提携する医療機関の名称、所在地(※4)及び提携内容(提携している医療機関がない場合は、該当なしである旨) h 利用者からの苦情を受け付ける連絡先 (※4)提携する医療機関を病院等に所属しない個人の医師とする場合は、所在地は個人の住所の町字名までの記載を可とする</p> <p>〔留意点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか 食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。 ・契約内容を変更する場合は、利用者に事前に説明する等、契約に応じて適切な対応をとること。 	(a) 書面等により交付されていない。 (b) 左記a～hの事項につき、交付内容が不十分。 (c) 契約内容を変更する場合は、利用者に事前に説明する等、契約に応じて適切な対応がとられていない。	— ○ ○ — — ○
	<p>3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法届出対象施設については、当該サービスを利用するための契約の内容や手続き等について説明するよう努めることになっている。（法第59条の2の3） <p>a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。</p> <p>〔留意点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の実施前に保護者に対して、保育従事者の氏名や保育士資格、市への届出の有無などの情報を提供することが望ましい。ただし、事業者は個人情報保護義務について留意することが必要であること。 	(a) 説明が行われていない。 (b) 説明はされているが、内容が不十分。	— ○ ○ —

項目		指導監査における視点		
		指導事項	指導区分	
			口頭 指導	文書 指導
第9 備える帳簿等	1 利用乳幼児に関する書類等の整備	a 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。	(a) 確認できる書類が備えられていない。 (b) 整備内容が不十分。	— ○ ○ —

項目	指導監査における視点				
	指導事項	指導区分			
		口頭 指導	文書 指導		
第10 市 要 綱 の 規 定	1 変更の届出 (1) 法届出対象施設の変更の届出	a 市要綱第8条各項又は第9条各項に基づき、市長に変更の届出が行われているか。 〔留意点〕 ・変更の届出事項の取扱いについて、市要綱別表1を参照すること。また、入所(利用)定員の変更についても届出事項である。	(a) 変更の届出事項に該当するにも関わらず、届出が行われていない。	—	○
	(2) 顧客児童限定保育施設の変更の届出	a 市要綱第13条に基づき、市長に変更の届出が行われているか。 〔留意点〕 ・変更届出事項について、市要綱別表2を参照すること。	(a) 変更届出事項に該当するにも関わらず、届出が行われていない。	○	—
	2 休止又は再開の届出 (1) 法届出対象施設の休止又は再開の届出	a 市要綱第10条各項に基づき、市長に休止又は再開の届出が行われているか。	(a) 休止又は再開の届出事項に該当するにも関わらず、届出が行われていない。	—	○
	(2) 顧客児童限定保育施設の休止又は再開の届出	a 市要綱第14条各項に基づき、市長に休止又は再開の届出が行われているか。	(a) 休止又は再開の届出事項に該当するにも関わらず、届出が行われていない。	○	—
	3 事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告 〔考え方〕 ・必ず報告が必要なものについて、市要綱第18条第3項ただし書において、以下のものを定めている。 ①重大な事故（死亡事故、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）又は治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故） ②感染症又は食中毒 ③食事（給食、おやつ等）における異物混入 ④不適切な保育 ⑤長期滞在児童	a 市要綱第18条第3項ただし書に基づき、市長に事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告が行われているか。	(a) 事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告事項に該当するにも関わらず、報告が行われていない。	—	○
	4 記録の保存 〔考え方〕 ・記録の保存の期間について、市要綱第28条第4項において、5年間（保育所児童保育要録の原本等については、当該児童が小学校を卒業するまでの間）が望ましいと定めている。	a 市要綱第28条第3項に基づき、市へ届出又は報告した書類並びにこの浜松市認可外保育施設設備運営基準の「第9備える帳簿等」に規定する必要な記録について、少なくとも1年間保存しているか。	(a) 必要な記録が1年間保存されてない。	—	○